

受付番号： 2020-1-1201

課題名： AHR と NRF2 活性化によるアトピー性皮膚炎の発症機構解明と治療法開発に関する疫学研究（既存検体）

1. 研究の対象

- (1) アトピー性皮膚炎および接触皮膚炎
- (2) 年齢20歳以上（登録時）
- (3) 性別制限なし

1. 信州大学医学部附属病院におけるアトピー性皮膚炎及び接触皮膚炎患者について、以下の基準を全て満たす患者を対象とする

- ① 臨床的にアトピー性皮膚炎もしくは接触皮膚炎と診断された20歳以上の患者
- ② 上記診断患者のうち、病理組織検査を行った患者
- ③ 同院臨床検査部にホルマリン固定パラフィン包埋組織検体、凍結組織検体が保存されている患者

2. 健常人コントロールは以下の基準を満たす患者とする

- ① 臨床的にアトピー性皮膚炎、接触皮膚炎と診断されなかった患者
- ② 同院臨床検査部にホルマリン固定パラフィン包埋組織検体、凍結組織検体が保存されている患者

2. 研究期間

倫理委員会承認後～2025年3月31日

3. 研究目的

アトピー性皮膚炎患者における環境ストレス応答性転写因子AHRおよびNRF2の発現と、その発現に関わる遺伝的多様性および環境因子を解析することで、アトピー性皮膚炎に対する新しい治療標的としての環境ストレス応答制御機構の可能性を明らかにする。

4. 研究方法

- (1) AHR および NRF2 活性化とアトピー性皮膚炎の相関の検証
患者の皮膚生検検体を用いて、免疫組織化学染色法および *in situ* ハイブリダイ

ゼーション法により AHR、NRF2 とその標的遺伝子の mRNA およびタンパク質の発現を解析する。さらに、アトピー性皮膚炎の病態に酸化ストレスが関与するか否か明らかにするために、患者の皮膚生検検体において、酸化ストレスマーカーの発現を免疫組織化学染色法により調べる。

(2) AHR および NRF2 活性型アトピー性皮膚炎の患者背景の調査

患者の診療録を用いて、居住地域、職業歴、喫煙歴など生活歴を調査票ベースで調べることで、AHR および NRF2 活性化と相関のある患者の生活環境・背景を明らかにする。

(3) アトピー性皮膚炎の患者における AHR および NRF2 発現量の解析

患者の血液検体から DNA を抽出して、既報の SNPs の有無を解析する。また、AHR および NRF2 と各々の標的遺伝子の発現量を定量して、それらの SNPs の遺伝子発現に対する貢献の程度、および疾患との相関を調べる。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

- ・ 被験者背景：性別、年齢、身長、体重、合併症、既往歴、現病歴、服用薬剤、居住場所、職業歴、喫煙歴等
- ・ 皮膚症状：EASI スコア等（紅斑、浸潤、掻破痕、苔癬化と罹患している面積比より算出）
- ・ 血液検査・生化学検査：白血球数、好酸球数、total IgE、TARC 等
- ・ 皮膚の病理組織検体

6. 外部への試料・情報の提供

共同研究機関である信州大学皮膚科と試料および情報を共有する。

7. 研究組織

東北大学 大学院医学系研究科 医化学分野 山本 雅之

信州大学 医学部 皮膚科 奥山 隆平

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

田口 恵子、枝光 智大

東北大学 大学院医学系研究科 医化学分野 医化学分野
〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町2-1
TEL 022-728-3037

小川 英作
信州大学 医学部 皮膚科
〒390-8621 長野県松本市旭 3-1-1
TEL 0263-37-5274

研究責任者：

東北大学 大学院医学系研究科 医化学分野 山本 雅之

研究代表者：

東北大学 大学院医学系研究科 医化学分野 山本 雅之
信州大学 医学部皮膚科 奥山 隆平

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開

室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合